

4月11日は北海道議会議員・北海道知事の選挙投票日です

広報 NO 44

！かっぴ

選挙
特集号

選挙準備も万全

正しい選挙をするための重点目標

◎事前運動をしない、させないようみんな
監視しましょう。

◎お金のかゝらない選挙をするようにみんな
で協力しましょう。

◎三つの合言葉

①よく見・よく聞き・よく選ぶ

②みんな選挙に参加する

③良心に恥じない選挙を

◎つねに政治をみつめましょう。

◎選挙人名簿にのっているか、もう一度名簿
を確かめましょう。

◎候補者に金を使わせない運動を推進しまし
よう。

▼投票所

第一投票所 鹿部村第一集会所（函バス
車庫のうら）

第二投票所 本別青年研修所

第三投票所 大岩 公民館

第四投票所 出来淵集会所

第五投票所 シンベ集会所

第六投票所 宮浜 公民館

▼投票時間

午前七時から 午後六時まで

▼開票日

即日開票（午後七時三十分から）

旅行・入院 出稼ぎなどは

選挙当日(四月十一日)出稼ぎや旅行または入院しなければならぬ人たちのために不在者投票制度があります。

これから出稼ぎや旅行または入院などをしようとする人は時前に不在投票をすませましょう。

現在、その人が村にいない人は入院先、旅行先などから不在者投票をさせるように留守宅のみなきんが、たえず連絡し、棄権のないようにしましょう。

▽手続きが簡単になりました

① 鹿部にいる人が不在者投票を請求する場合

(イ) 選挙人は選挙期日の前日までに選管に請求します。

(ロ) 請求に必要な文書
◎不在しなければならぬため

不在者投票を すませてくださいから

投票当日に投票することができないう旨の宣誓書(選管にあります。)

◎道議、知事の選挙権をもつ人で道内で住所を移した人は、「引き続き北海道の区域内に住所を有することを証するに足りる文書」(選管にもあります。)をあわせて提示して請求します。

② 鹿部以外の市町村にいる人(イ) 鹿部以外の市町村にいる人は選挙期日の前日までに選挙人名簿に登録されている市町村の選管に請求します。(日数がかゝつて郵便がおくれることも考えて速達にしましょう。)

(ロ) 請求に必要な書類
◎投票当日鹿部へきて投票できない旨の宣誓書

(イ) 不在者投票用封筒、投票用紙は本人に直送しますが、それを受けとったら封筒を開くことなく、本人の現在いる市町村の選挙管理委員会に行つて投票してください。

▽出漁する人も不在者投票を

投票当日、出漁しなければならぬ人は投票日の前日(十日)に不在者投票ができます。

▽不在者投票ができる期間

選挙期日が告示された三月十七日から選挙期日の前日(四月十日)までです。

棄権防止のため

サイレンを吹鳴します

4月11日の選挙投票日当日は棄権防止の啓発のため、次のとおりサイレンを吹鳴しますので、火災とまちがわないうご注意ください。

サイレン吹鳴の時間

午前7時(投票開始)

正午

午後5時(投票終了1時間前)

あなたは選挙人名簿に

登録されていますか

あなたは当然、選挙人名簿に登録されるはずなのに、事務上の手違いなどで選挙できなくなることもあります。

あなたが選挙人名簿に登録されているかどうかをたしかめてください。

選挙人名簿の縦覧は次のとおりです
選挙人名簿縦覧期間

3月17日 縦覧開始

3月21日 縦覧〆切

この間に自分の名前が名簿に登録されていないとか、まちがひ字があるとかという問題がありましたら、選管に文書をもって異議の申し出をしてください。

◎選挙当日は入場券を

お忘れなく

いつも選挙当日に入場券を忘れてくる人がたくさんいます。入場券は忘れてきますと、受付が混雑することになります。選挙当日は入場券を忘れないでください。

入場券は届きましたか

入場券は各区長さんを通して各家庭への配付をお願いしております。まだ届いていない方は選挙管理委員会に申し出てください。◎ 字が書けなくても投票できます。体が悪いと、字の書けない人は係員に申し出てください。その人のかわりに代理人が投票用紙に記入して投票してください。この場合、誰れに投票したかは絶対に他の人には話しません。



みんな投票、笑顔の選挙

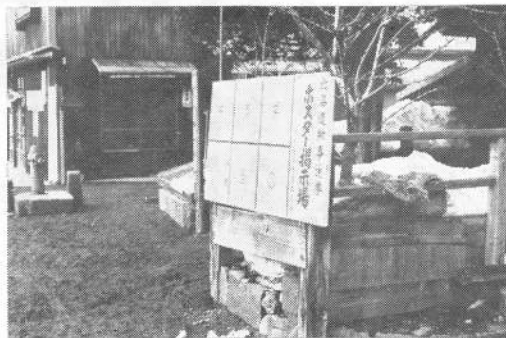
ポスター掲示場には
いたずらをしないように

ポスター掲示場は村内に三十四ヶ所あります。

このポスター掲示場にあるポスターをやぶいたり、いたずらを書いたりしますと、罪則されますのでご注意ください。

ポスター掲示場の区画は次のとおりです。

- ▽北海道知事選挙 五区画
- ▽北海道議会議員選挙 十区画



4月11日に選挙のできる人は

選挙権のある人

◇名簿に登録される人

▽選挙権

年令が満二十才以上の人で、引続き三ヶ月以上、区域内に住所のある人です。
今回の道議会議員・道知事選挙で新しく選挙人名簿に登録される人は次のような人です。

▽基準日

年令要件……投票当日の四月十一日までに生まれ、
満二十才になる人

住所要件……三月十五日を基準日として、鹿部に十二月十五日までに転入してきた人が鹿部で選挙する人です。(転入してから三ヶ月以上経過している者) 逆に鹿部から出て行った人(転出者)は三月十五日を基準日として十一月十四日以前に転出していれば鹿部で選挙はできません。(転出して四ヶ月以上の経過者は抹消)これらの人は鹿部の選挙人名簿からは抹消されています。十一月十五日以降の転出者は鹿部で投票ができます。(四ヶ月にみたない者で表示されている者)

このように名簿に登録される人には年令要件と住所要件の二つの要件があり、このいづれかを欠いても名簿に登録されません。
この選挙人名簿は毎年一回九月に定時登録されます。このほか、九月までの間に選挙があることに選挙時登録があり、その選挙の告示などから起算して登録される日が決定されます。

▽まづ住民基本台帳に登録されなければ選挙人名簿には登録されません。

選挙人名簿に登録されるにはまづ、住民基本台帳に必ず記載されていなければなりません。
法が改正され、選挙人名簿と住民基本台帳とは完全に同じであることとされ、それには従来までの選挙人名簿への登録申請はなくなり、住民票への記載があるだけで選挙人名簿に登録されることとなったわけですから、転入してきて、住民基本台帳に記載されるための住民となった異動届を戸籍窓口へ提出しなければ、いつまでたっても選挙はできません。
あなたが選挙人名簿に登録されているかたしかめましょう。

明るく正しい一票が つるよい国よい社会

各投票所の投票管理者

立会人

第一投票所

- △投票管理者▽ 浜村 正三郎
- △同職務代理者▽ 浜村 正夫
- △投票立会人▽ 藤田 浄蔵
- 〃 〃 山本 正志
- 〃 〃 丸黒 スユ

第二投票所

- △投票管理者▽ 古城 猶吉
- △同職務代理者▽ 橋本 健蔵
- △投票立会人▽ 平田 徳太郎
- 〃 〃 清水 観由
- 〃 〃 込山 米子

第三投票所

- △投票管理者▽ 飯田 長一郎
- △同職務代理者▽ 小玉 健
- △投票立会人▽ 榎本 秀作
- 〃 〃 藤林 栄作
- 〃 〃 盛田 実

第四投票所

- △投票管理者▽ 小田 輝次
- △同職務代理者▽ 長 幡 隆志
- △投票立会人▽ 中島 本太郎
- 〃 〃 横山 周三郎
- 〃 〃 山口 繁秋

第五投票所

- △投票管理者▽ 松崎 繁四郎
- △同職務代理者▽ 岡崎 英夫
- △投票立会人▽ 岩井 喜代松
- 〃 〃 藤田 常太郎
- 〃 〃 小山

第六投票所

- △投票管理者▽ 池田 義雄
- △同職務代理者▽ 佐々木 成克
- △投票立会人▽ 家保 新次郎
- 〃 〃 朱沢 悦子
- 〃 〃 佐々木 権次郎

この一票まかせて悔いのない人へ

棄権しないで投票しましょう

選挙啓発宣伝計画

明るく正しい選挙のために

選挙が明るく正しく執行されるためと一人でも多くの人が投票できるように村選挙管理委員会は次のような啓発宣伝を行います。

▼選挙人ひとりひとりが、正しい理解をもって、選挙に参加してください。

▼選挙相談所の開設

選挙人に選挙制度を正しく知ってもらい、明るく正しい選挙を推進するために、村役場選挙管理委員会内に設けてありますので、ご相談においでください。

開設期間は三月十日～四月十一日までです。

▼有線放送による啓発

漁協有線放送を利用し、明るく正しい選挙ができることと棄権防止のために行ないます。

放送期間は三月十日～四月十一日までです。

▼不在者投票制度の周知

出稼者先などを事前に調査し、不在者投票をすることを呼びかけ棄権防止につとめます。

ポスター、チラシなどを作成

▼広報車による宣伝

選挙人の関心を高めるため、広報車で村内を巡回して明るく正しい選挙の意義の重要性和、棄権防止のための宣伝を行ないます。

運行期間は四月一日～四月十一日までです。

▼広報紙の利用

広報「しかべ」(本紙)によって選挙特集号を発行し、選挙への理解を深めてもらいます。

▼啓発用の懸垂幕の掲出

四月十一日の投票日を広く選挙人に周知させるため、漁協と役場に懸垂幕を掲出します。

▼青年・婦人団体等の協力

棄権防止と明るく正しい選挙推進のために村内青年会、婦人会、漁協青年、婦人部にも呼びかけ、協力を呼びかけます。

▼サイレンの吹鳴

棄権防止のため、投票日(四月十一日)には三回サイレンを吹鳴します。

▼風船・チヨコレートの配布

棄権防止のため、風船一〇〇〇ケ、チヨコレート二〇〇〇ケを配布します。

◎投票所内では

こんな注意を

- (1)投票所内での立話しや、長話し、とくに候補者の噂をすることなどはやめてください。
- (2)酒をのんできて他人に迷惑をかけるしないでください。
- (3)代理投票をする人を投票所内の記載台までつれてこなくても、投票所内では係員にまかせてください。
- (4)紙などを記載台や場内にちらかさしないでください。
- (5)投票当日の開票の参観人は先着三十人までです。
- (6)三十名以上は入れません。



投票用紙の記入はまちがいをなくしましょう。

北海道知事選挙は 黒刷

北海道議会議員選挙は 赤刷

水色に黒刷